

(趣旨)

第1条 この要綱は、民生部保健福祉課で所管する補助金(以下「補助金」という。)の交付に関して、飛島村補助金交付規則(平成2年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の名称等)

第2条 補助金の名称、目的、交付の対象となる事務又は事業の内容、補助率及び補助金の交付の方法は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第3条 補助金の交付の申請、申請の内容の変更等、状況報告及び実績報告に使用する様式は、規則に定めるもののほか、別表第2に掲げる提出書類とする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(民生部保健福祉課関係事業補助金交付要綱の廃止)

2 民生部保健福祉課関係事業補助金交付要綱(平成18年訓令第31号。次項において「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この訓令の施行の日の前日までに、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表第1(第2条関係)

補助金の名称	目的	交付の対象となる事務又は事業の内容	補助率	補助金の交付の方法
飛島村住宅用太陽光発電施設設置補助金	住宅用太陽光発電システムの設置費用の一部を補助することにより、循環型社会に変革する環境保全意識の高揚を図り、もって地球温暖化の防止に寄与するため	<p>村内に住所を有する者(住民基本台帳に記載又は外国人登録原票に登載される者)が、住宅用太陽光発電施設を設置した場合、1世帯につき1回に限り補助をする(平成21年度から5年間)。</p> <p>*住宅用太陽光発電施設</p> <p>財団法人電気安全環境研究所の認証を受けた太陽電池モジュールを使用したシステム(未使用品に限る。)で、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力(当該施設を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(小数点以下3けたを四捨五入)とする。以下同じ。)が1キロワット以上のものをいう。</p>	<p>システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値(単位はキロワットとし、1キロワット未満は切り捨てる。出力4キロワットを超えるシステムにあつては最大出力に替えて4キロワットとする。)に100,000円を乗じて得た額</p>	補助事業完了後

別表第 2(第 3 条関係)

補助金の名称	規則第5条に係る提出書類	規則第8条に係る提出書類	規則第11条に係る提出書類	規則第12条に係る提出書類
飛島村住宅用太陽光発電施設設置補助金	1 設置工事に係る見積書の写し 2 設置予定場所の案内図及びカラー写真(新築に合わせて設置する者については、太陽電池モジュールの設置図) 3 建物又は土地を借りている場合は、貸主の承諾書 4 村長が必要と認めた書類	1 補助事業の変更計画書 2 補助事業の収支予算書 3 補助事業の実設計画書 4 村長が必要と認めた書類		1 補助金交付決定通知書の写し(原本証明したもの) 2 施工の状況を記録した写真 3 装置の設置に要した費用の領収書の写し 4 電力事業者からの太陽光契約に関するお知らせの写し 5 竣工検査記録書の写し 6 保証書の写し 7 村長が必要と認めた書類